

秋田市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年5月8日

秋田市長 沼谷 純

1 変更があった認可地縁団体の名称

蒜町町内会

2 認可年月日

平成16年6月17日

3 変更があった事項およびその内容

規約第1章 総則（区域）第3条

内容 現規約を次のように改正する。

変更前

（区域）

第3条 本会の区域は、秋田市土崎港中央五丁目2番および3番の区域とする。

変更後

（区域）

第3条 本会の区域は、秋田市土崎港中央五丁目2番・3番の区域および4番26号とする。

4 変更年月日

令和8年4月30日

5 変更の理由

規約変更による。